

# Ⅵ 計画の推進体制とフォローアップ

## 1 県における推進体制

庁内に設置している「鳥根県食育・食の安全推進会議」を主体に、食育に関する施策を総合的、計画的に推進します。

## 2 食育の推進母体

関係機関・団体からなる「鳥根県食育・食の安全推進協議会」を食育の推進母体として、県民及び諸団体のニーズを把握し、本計画の円滑な推進を図ります。

推進にあたっては、鳥根県食育・食の安全推進協議会と健康長寿しまね推進会議、青少年育成鳥根県民会議等他の既存協議会との連携を図ります。

## 3 地域における推進体制

地域における食育を推進するためには、各圏域では食育ネットワーク会議や圏域健康長寿しまね推進会議食の分科会等で情報を共有し、連携をもとに実践を図ります。

また、市町村においては、各市町村で策定した食育推進計画に基づき、食育推進体制の構築、強化を図り、食育の取組の充実を図ります。

## 4 フォローアップ

各関係機関・団体等の行動計画を作成する等具体的な推進を図るほか、計画の進捗状況を客観的に把握できる指標を用いて施策の評価を行い、これを踏まえ施策の見直しと改善に努めます。